

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を發するおそれのある行為の 届出書

年 月 日	
(宛先) 五島市消防長	
届出者	
住 所	
(電話)	
氏 名	
発 生 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要及びその他参考事項を記入すること。
 - 4 この届出書は、正副2通提出すること。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の留意事項

1 消防署への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

焼却、たき火などをする場合、消防署がそれを知らなければ、市民からの119通報により火災と間違えて消防隊が出動し、混乱する場合があります。そこで、これらの行為を実施する者は事前に消防署に届け出なければならないことになっています。

また、この届出の受理をもって他の法令による廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。

2 廃棄物の焼却は禁止されています。

五島市においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き廃棄物の焼却は禁止されています。

詳しい内容については、五島保健所 衛生環境課（電話72-3125）又は五島市役所 生活環境課（電話72-6116）へお問い合わせ下さい。

【焼却禁止の例外】

- 1 災害の予防、応急対応又は復旧のために必要なもの
- 2 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なもの
(例) どんと焼き等の地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却
- 3 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないもの
(例) 田畑での稲、麦わらを肥料化するために焼却処分する場合又は畦等の除草のための焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却（気象状況、風向き、焼却量を考慮し住宅等の周辺環境に配慮して行う。）
- 4 たき火その他日常生活で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例) ア 家庭での除草、剪定（せんてい）による少量の草木の落ち葉たきで、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却をする場合（家庭から出るごみは除きます。）
イ 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却

3 焼却にあたっての注意事項

- 1 枯草を面的に焼却する場合等は、「五島市火入れに関する条例」に基づく許可が必要です。（詳しくは五島市役所農林整備課 電話 88-9533へお問い合わせ下さい。）
- 2 開始時、終了時には必ず消防署へ連絡すること。
- 3 飛び火の警戒及び残火処理（完全消火）を確実にすること。
- 4 焼却中は現場を離れないこと。
- 5 一度に大量の焼却を行わないこと。
- 6 気象の変化には十分注意し、危険と思われるときには速やかに中止すること。
- 7 付近の住民に迷惑のかからないように行うこと。
- 8 煙などが交通の障害にならないように行うこと。

※ 火災予防上必要であると認めるときは、焼却行為の禁止又は制限を要請することがあります。